

# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2024年7月18日

中部電力ミライズ株式会社



# 特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事戦本第1号

2024年7月18日

経済産業大臣 齋藤 健 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役  
社長執行役員 神谷 泰範

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2024年8月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。



## 料金その他の供給条件の内容

### 1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2024年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、2024年8月の検針日から2024年11月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）（1）の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1），供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，（2）ニ（ロ）もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

## 別 表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合  
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2024年4月1日から 2024年6月30日までの期間	2024年8月の検針日から 2024年9月の検針日の前日までの期間
2024年5月1日から 2024年7月31日までの期間	2024年9月の検針日から 2024年10月の検針日の前日までの期間
2024年6月1日から 2024年8月31日までの期間	2024年10月の検針日から 2024年11月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。



ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置} \\ \text{の燃料費調整単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \end{array}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2024年8月の 検針日から 2024年10月の 検針日の前日 までの期間	2024年10月の 検針日から 2024年11月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	15円54銭	9円71銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	31円07銭	19円42銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	62円14銭	38円84銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	93円22銭	58円26銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	155円36銭	97円10銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまで ごとに	155円36銭	97円10銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	29円00銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	92円81銭	58円01銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	92円81銭	58円01銭

(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)  
の適用を受けているラジオの小型機器料金について、特別措置の  
燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

		2024年8月の 検針日から 2024年10月の 検針日の前日 までの期間	2024年10月の 検針日から 2024年11月の 検針日の前日 までの期間
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき		18円56銭	11円60銭
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアま でのラジオ1台につき		27円84銭	17円40銭

(c) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2024年8月の 検針日から 2024年10月の 検針日の前日 までの期間	2024年10月の 検針日から 2024年11月の 検針日の前日 までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	0円78銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	2円50銭	1円57銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	2円50銭	1円57銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	25円04銭	15円65銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	25円04銭	15円65銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年8月の 検針日から 2024年10月の 検針日の前日 までの期間	2024年10月の 検針日から 2024年11月の 検針日の前日 までの期間
契約電力 0.5 キロワットの場合 1日につき	13円16銭	8円23銭
契約電力 1 キロワット 1日につき	26円32銭	16円45銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年8月の 検針日から 2024年10月の 検針日の前日 までの期間	2024年10月の 検針日から 2024年11月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	23円69銭	14円81銭
契約電力1キロワット1日につき	47円37銭	29円61銭

(f) 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年8月の 検針日から 2024年10月の 検針日の前日 までの期間	2024年10月の 検針日から 2024年11月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	4円11銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	13円16銭	8円22銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	26円32銭	16円45銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	39円47銭	24円67銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに1日につき	13円16銭	8円22銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2024年8月の 検針日から 2024年10月の 検針日の前日 までの期間	2024年10月の 検針日から 2024年11月の 検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	4円00銭	2円50銭

### (3) 燃料費調整額

#### イ 定額制供給の場合

- (イ) 定額電灯，公衆街路灯 A および供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

#### ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A，供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

ロ 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 08 銭 2 厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 62 銭 4 厘

#### ハ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7 銭 3 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 場合	14 銭 6 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14 銭 6 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペ アまでの場合	1 円 46 銭 0 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアン ペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 46 銭 0 厘

## ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
-----------------	---------

## ホ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

へ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

## (2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

## 3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。





# 電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

## に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)  
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)  
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠



(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由



## 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2024年6月21日の岸田内閣総理大臣記者会見において「酷暑乗り切り緊急支援」として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款にもとづき算定される2024年9月分から2024年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき4.0円（消費税等相当額を含む）を、2024年11月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.5円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上



(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠





## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2024年9月分～10月分	2024年11月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4円 00銭	2円 50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1) (c)	2024年9月分～ 10月分(※2) (a)×(c)	2024年11月分 (※2) (b)×(c)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	15円54銭	9円71銭
		20Wまで	〃	7.768	31円07銭	19円42銭
		40Wまで	〃	15.536	62円14銭	38円84銭
		60Wまで	〃	23.304	93円22銭	58円26銭
		100Wまで	〃	38.840	155円36銭	97円10銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	155円36銭	97円10銭
	小型 機器	50VA まで	1機器	11.601	46円40銭	29円00銭
		100VA まで	〃	23.202	92円81銭	58円01銭
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	23.202	92円81銭	58円01銭
定額電灯 (附則)	ラジオ	20VA まで	1台	4.640	18円56銭	11円60銭
		30VA まで	〃	6.961	27円84銭	17円40銭
臨時電灯A		50VA まで1日につき	1契約	0.313	1円25銭	0円78銭
		100VA まで1日につき	〃	0.626	2円50銭	1円57銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに1日につき	〃	0.626	2円50銭	1円57銭
		500VA 超過 1kVA まで1日につき	〃	6.260	25円04銭	15円65銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに1日につき	〃	6.260	25円04銭	15円65銭

臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)13 円 16 銭	(※3)8 円 23 銭
	1 kW 1 日につき	〃	6.579	26 円 32 銭	16 円 45 銭
農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)23 円 69 銭	(※3)14 円 81 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	47 円 37 銭	29 円 61 銭
農事用電力 (附則)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	6 円 58 銭	4 円 11 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	13 円 16 銭	8 円 22 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	26 円 32 銭	16 円 45 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	39 円 47 銭	24 円 67 銭
	3 kW 超過 1 kW を増すごとに 1 日につき	〃	3.289	13 円 16 銭	8 円 22 銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。